



「市の国保係から後期高齢者医療制度へ

の移行を希望するか聞いてきた。75才にはなっていないが、障害者の手帳を持っている…」との問合せがありました。

来月の新年度から始まる新しい

健保制度ですが、対象となるのは①75才以上の人と②65～74才の障害者で認定を受けた人。この方は②に該当しますので2月末までに返答をしないと移行を選択したと見なされ

「わーっ凄い!こんなに評点が変わるなんて!」

とコンピューターと睨めっこしながら担当者は驚きの声をあげました。

4月から変わる新経審、特徴は①総合点(P)に完工高の占める比重

(ウイト)を、35%→25%へ減らす一方で②自己資本や

営業利益+減価償却費 (EBITDA)が多い方が有利③技術力の評価に元請完工高を含め、下請額が多い業種程不利にし④一人の技術者でアウトできる業種を2業種までに制限⑤経営状況の評価は、収益

4月からの高年齢者の新たな新健保で…高年齢者負担は…!

今入っている健保の資格を喪失します。「保険料負担を公平に!」との看板で始まる新健保は、国ではなく”医療広域連合”という地方公共団体が運営しますが、問題は保険料の負担です。大分県の場合、均等

割年47,100円と所得割(前年所得から33万円引いた額の

8.78%)で最高年50万円。幾つかの軽減・暫定措置はありますが、従来健保の扶養家族で保険料が掛からなかった老人にも負担が出てきま

す。国の責任を地方に転嫁???との批判の声も…



性や効率性・健全性を見る小企業に不利な内容

に⑥社保や雇保に未加入だったり営業停止処分等を受けると大きく減点される…等ですが、注目すべきは⑥の評価W点です。ウイト

は15%と変わりませんが、評点の上限が987→1750と

約1.8倍に。総合点(P)への換算でみると、社保+雇保で90点、建退共+退職一時金+法定外労災で67~68点と大きく

影響。要注意の項目です。



政管健保の介護保険料が、3月分(4/30納期限)より0.1%下がり1.13%になります!